

自家消費型太陽光発電設備導入支援事業に係る補助金応募申請に関する

質 問 ・ 回 答 書

令和6年5月24日

|         |  |
|---------|--|
| 質 問 事 項 | 実績報告の提出期限について  |
| 質 問 内 容 | 現在計画している設備の事業完了予定が令和7年2月末です。当初予定より工事が遅れ、例えば完了が3月末になってしまうと、交付は取り消しになるのでしょうか。  |
| 回 答     | 実績報告書の提出期日を「補助事業が完了した日から30日を経過した日又は令和7年2月28日」としておりますので、期日内に報告ができるスケジュールとしてください。<br>期日を超えた時点で直ちに取り消しとするものではありませんが、本年度中に完了が見込めないなど大幅に超過する場合は交付を取り消すことがありますのでご注意ください。 |

|         |   |
|---------|---|
| 質 問 事 項 | 新築建屋への設置について  |
| 質 問 内 容 | 既設工場の同一敷地内に新たに新倉庫建設を予定しております。このような場合も補助対象となりますでしょうか。                                    |
| 回 答     | ソーラーカーポートを除き、新築する建築物への太陽光発電設備の設置は補助の対象外としております。<br>よって、新築する倉庫への太陽光発電設備の設置は、補助の対象外となります。 |

|         |  |
|---------|--|
| 質 問 事 項 | 1kWあたりの事業費について   |
| 質 問 内 容 | 1kWあたりの事業費が増加するごとに加点されるのはなぜなのでしょう<br>か。<br>1kWあたりの事業費が安すぎると投資回収年が早くなる等の理由で補助対象外になるのは理解できるのですが、高ければ高いほど加点になるというのが納得できません。<br>軽量パネルやソーラーカーポートの方が一般的には設備費や工事費が高額になると思うのでそういった事業が有利になると思います。それなら軽量パネルやソーラーカーポートである場合に加点としてもらう方が納得できます。 |
| 回 答     | 設備の導入にあたって、負担の大きな事業を優先的に補助するため、事業費の増加に応じて加点をすることとしています。<br>指摘の内容については、次年度以降の事業実施の際の参考とさせていただきます。   |